

「一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令案」の概要

1. 改正の背景及び概要について

国による福島県内の特定廃棄物の処理にあたって、飯舘村等において特定廃棄物とあわせて廃棄物処理法上の廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）を処理する施設を設置し、事業を行うことを予定している。当該事業において、特定廃棄物並びに一般廃棄物及び産業廃棄物の迅速な処理に資するため、廃棄物処理業の許可に係る特例を定めることとした。

処理対象物は、

- ① 特定廃棄物
- ② 廃棄物処理法上の一般廃棄物及び産業廃棄物

である。

処理のスキームは、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を排出事業者が国に委託し、委託を受けた国が、特定廃棄物の処理とあわせて当該一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を業者に委託することとしている（別添「処理スキーム」参照）。

2. 改正概要について

一般廃棄物収集運搬業許可不要の者（廃棄物処理法施行規則第2条）、一般廃棄物処分業許可不要の者（廃棄物処理法施行規則第2条の3）及び産業廃棄物処分業許可不要の者（廃棄物処理法施行規則第10条の3）に、以下の者を追加することとする。

- ① 国（排出事業者から委託を受けた一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を、特定廃棄物の処理とあわせて他人に再委託する場合に限る。）
- ② 国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（特定廃棄物の収集又は運搬とあわせて一般廃棄物の収集又は運搬を受託する場合に限る。）
- ③ 国の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者（特定廃棄物の処分とあわせて一般廃棄物の処分を受託する場合に限る。）
- ④ 国の委託を受けて産業廃棄物の処分を業として行う者（特定廃棄物の処分とあわせて産業廃棄物の処分を受託する場合に限る。）

※上記②～④の者が廃棄物の適正処理を行い得る者であることを国において確認する。

3. 特例省令の期限について

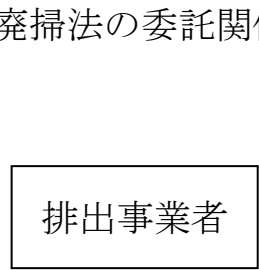
本件の措置は、特例省令による時限措置とし、現在想定されている事業のうち最も終期の遅い飯舘村の事業にあわせて、平成 33 年 3 月 31 日に失効することとする。

4. 施行期日

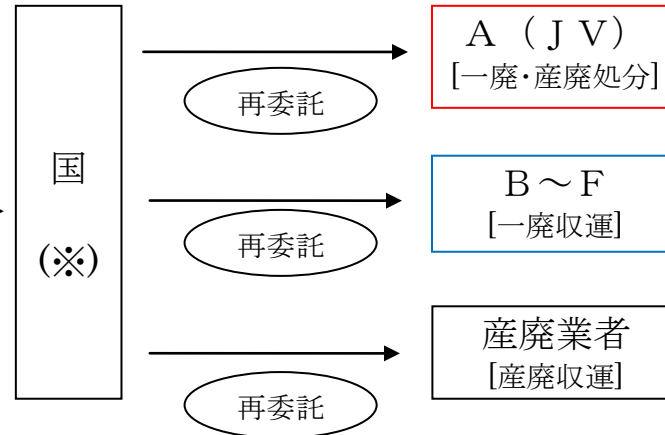
公布の日（平成 26 年 5 月中の施行を予定）

福島県内における特定廃棄物等処理事業のスキーム (案)

放射能濃度 8,000Bq/kg 以下の
農林業系廃棄物等の処理
【廃掃法の委託関係】



国直轄事業として、A～Fと産廃業者は、
国の指示・監督の下で、すべての廃棄物の
収集運搬・処分を実施



特定廃棄物の処分の委託とあわせて
一廃・産廃の処分の委託を受ける者として、業許可不要の者と位置付ける

特定廃棄物の収集運搬の委託とあわせて
一廃の収集運搬の再委託を受ける者として、業許可不要の者と位置付ける

(※) 国は、施設設置者として、一廃・産廃施設の設置許可を受けるとともに、技術管理者を設置

特定廃棄物の処理
【特措法の委託関係】

